

サロン達人バンク事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民が主体となり実施するふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）の活動を支援するため、関連する知識・技術を有する団体や個人を登録し、サロンの内容充実と参加者の介護予防及び生きがいを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、呉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「サロン事業」とは、ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱第1条の規定に基づくものをいう。
- (2) 「サロン世話人」とは、サロン事業の実施に当たり、運営の中核を担う人をいう。

(事業内容)

第4条 この事業の効果的な推進及び活性化を図るため、市社協は次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 達人の登録、変更及び抹消
- (2) 達人情報の管理及び提供
- (3) この事業の周知及び啓発
- (4) その他事業に関し必要なこと

(登録要件)

第5条 この事業に登録できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす団体又は個人とする。

- (1) サロン事業の目的を理解し、協力する者
- (2) 政治、宗教又は営利活動を目的としない者

(登録申請)

第6条 この事業に登録をしようとする団体又は個人は、サロン達人バンク登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、市社協へ提出するものとする。

(登録)

第7条 市社協は、前条の申請に対し、第5条に規定する要件に適合すると認めるときは、サロン達人バンクに登録し、その登録内容をサロン達人バンク事業登録者名簿（様式第2号）に掲載し、呉市内のサロン世話人に公開するものとする。

(登録の通知)

第8条 市社協は、第6条の規定により登録の可否を決定し、登録が適当と認めるときはサロン達人バンク登録決定通知書（様式第3号）により、登録が不適当と認めるときはサロン達人バンク登録非該当通知書（様式第4号）により、団体又は個人に通知するものとする。

(登録の有効期限)

第9条 登録の有効期限は、登録日から登録の日が属する年度の末日とする。ただし、登録者がサロン達人バンク事業活動報告書（様式第5号）をもって引き続き登録を希望するときは、当該者に係る登録を更新することができる。

（登録の変更）

第10条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにサロン達人バンク登録変更届（様式第6号）を市社協に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第11条 市社協は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- （1）第5条の規定に違反したとき。
- （2）登録者から登録抹消の申出があったとき。
- （3）活動報告を求め、回答がなかったとき。
- （4）登録内容に偽りがあったとき。
- （5）その他市社協が登録していることがふさわしくないと判断したとき。

2 市社協は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかにサロン達人バンク事業登録抹消通知書（様式第7号）を当該団体又は個人に通知する。ただし、前項第2号及び第3号による場合は、この限りではない。

（登録者の派遣調整）

第12条 登録者の派遣調整は、市社協が提供したサロン達人バンク事業登録者名簿（様式第2号）に基づき、サロン世話人が行う。

（活動報告及び次年度の登録希望）

第13条 登録者は、当該年度の末日をもって、サロン達人バンク事業活動報告書（様式第5号）により、活動報告及び次年度の登録希望を市社協に提出するものとする。

（費用負担）

第14条 登録者の活動に当たっては、無償とする。ただし、交通費、材料費等の実費においては、派遣を依頼したサロンの負担とする。

（個人情報の保護）

第15条 市社協は、この事業の登録に関して知り得た個人情報について、適正に管理し、この事業以外に使用してはならない。

- 2 登録者及びサロン世話人は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、この事業活動中に知り得た個人情報の保護に関し十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 登録者及びサロン世話人は、この事業の活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録者及びサロン世話人でなくなった場合も同様とする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 「呉市社会福祉協議会サロン達人バンク事業要領」（令和2年2月10日実施）を全部改正する。